令和4年度 第2回国見町総合計画審議会 次第

日時:令和4年8月23日(火)

10時00分~

場所: 観月台文化センター大研修室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 審 議
 - ① パブリックコメント等の実施結果について
 - ② 国見町過疎地域持続的発展計画(案)について
 - ③ 第6次国見町総合計画の一部変更について
 - ④ その他
- 4 閉 会

(基本計画及び実施計画の策定)

- 第 6 条 町長は、第4条の議決を経た基本構想に基づき、町民の意見を聴き、基本計画を 策定しなければならない。
 - 2 町長は、前条の基本計画に基づき、町の財政状況を踏まえ、実施計画を策定しなければならない。
 - 3 町長は、基本計画及び実施計画を必要に応じて変更することができる。

(審議会)

- 第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、国 見町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 2 審議会は、総合計画の策定、変更及び推進について審議するほか、町政に関する重要 な事項に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(審議会の構成)

- 第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、 町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 関係する機関及び団体の役職員
 - (3) 知識経験を有する者
 - (4) 住民や町内に勤務する者の代表
 - (5) その他町長が必要と認める者
 - 2 委員は非常勤で任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱当時の前項第 1号又は第2号の職を離れたときは、同時に委員の職を失う。この場合の補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。
 - 4 特別委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。
 - 5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の組織)

- 第 10 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名により選任された副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第 11 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められていないときの会議は、町長が招集する。
 - 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
 - 4 審議会は、必要により委員以外の意見を聴くことができる。

国見町総合計画審議会委員名簿

(任期:令和3年9月24日~令和5年9月23日)

No.		氏	名		団 体 名	
◎条例第4条第1項第1号委員(町議会議員)						
1	八	島	博	正	国見町議会総務文教常任委員会	
2	村	上		_	国見町議会産業建設常任委員会	
◎条例第4条第1項第2号委員(関係する機関及び団体の役職員)						
3	燕原	藤		32	国見町選挙管理委員会	
4	渋	谷	福	重	国見町農業委員会	
5	Ф	村	裕	美	国見町教育委員	
6	佐	藤	博	之	国見町消防団	
7	斎	藤	_	郎	国見町町内会長連絡協議会	
8	八	巻	忠	_	国見町民生児童委員協議会	
9	Ξ	木	繁	子	国見町介護保険運営協議会	
10	村	木	陽	子	国見町健康推進員協議会	
11	菊	地	信	七	国見町生活環境推進員協議会	
◎条例第4条第1項第3号委員(知識経験を有する者)						
12	岩	崎	由身	€子	福島大学行政政策学類	
13	宍	戸	喜	幸	公立藤田総合病院	
◎条例第4条第1項第4号委員(住民や町内に勤務する者の代表)						
14	村	上	キミ	ミ子	国見町交通安全母の会	
15	五一	上嵐	美	佳	手をつなぐ親の会	
16	鈴	木	惠	子	JAふくしま未来	
17	斎	藤	勇	子	国見町商工会女性部	
18	齌	藤	達	=	国見町PTA連絡協議会	
19	佐	藤	清	=	国見町文化団体連絡協議会	
20	佐	藤	利	光	国見町体育協会	
21	安	⊞	節	子	国見町婦人会連絡協議会	

3 審 議

①パブリックコメント等の実施結果について 〈資料1〉 パブリックコメント実施結果について

〇福島県との事前協議結果について

7月6日からパブリックコメントと並行して福島県との事前協議を実施。県からの指摘事項に対し修正を行った。主な指摘事項と対応は下記のとおり。

県指摘事項	町の対応	
・誤字、脱字、文言の修正、体裁の	指摘のとおり修正	
統一、用語への注釈追加		
・「現況と問題点」、「その対策」、「具	指摘を踏まえ、問題点、対策、事業の対	
体的な事業内容」の対応を整理	応がより分かりやすいよう文章を修正	
・過疎債活用に必要なため事業実施	指摘を踏まえ、施設名を追加	
箇所(具体的な施設名)の記載	11個で回みん、爬取石で短川 	
・町公共施設等総合管理計画との整	指摘を踏まえ、各分野の事業と町公共施	
合性確認	設等総合管理計画との整合を追加	
	指摘を踏まえ、事業の記載区分を変更	
・総務省作成例に準じた区分への整	(例:施設解体は「ソフト事業」、避難	
理	施設は「集会施設」、防災行政無線は「情	
	報化」に区分など)	
・過疎債ソフト事業の対象外経費の	通常の行政内部経費、一過性の経費は過	
確認	疎債ソフトの対象外であることを確認	

②国見町過疎地域持続的発展計画案について <資料2> 国見町過疎地域持続的発展計画(案)

- ※総合計画審議会で計画案を確認後、9月議会定例会へ議案として提出し、議決を 得ることで策定となる。
- ③第6次国見町総合計画の一部変更について <資料3> 第6次国見町総合計画の一部変更